

貸付金の特別償還・償還期間等変更を受付けます

書類の提出が必要です!!

次回締切 6/5

特別償還を希望する場合 → 全部・一部繰上償還承認申請書

償還期間等変更を希望する場合 → 住宅（災害）貸付金償還期間等変更申出書

●特別償還（全部繰上・一部繰上償還）

貸付未償還金は、全部または一部を繰上げて償還することができます。

特別償還は、償還方法により受付月が異なり、毎月・期末勤勉手当併用償還をしている一部繰上償還は、**6・12月**のみの受付となります。

●住宅・災害貸付金償還期間等変更

住宅・在宅介護対応住宅・災害（災害家財貸付を除く。）・特例災害貸付は、償還期間の短縮や毎月・期末勤勉手当償還の割合が変更できます。

償還期間等変更は、**6・12月**のみの受付となります。

納付期限：6/26（水）

振込用紙等が届き次第、すみやかに償還金の納付をお願いします。

住宅借入金等特別控除の適用となっている方で、一部繰上償還または償還期間の変更により償還期間が10年(120回)未満となった場合は、「住宅借入金等特別控除」の対象外となりますのでご注意ください。